

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 8 年 7 月 30 日
熊 本 県
熊 本 地 方 気 象 台

「令和 8 年熊本地震」に伴う 土砂災害に関する警報等の暫定的な運用について（第 2 報）

「令和 8 年熊本地震」による土砂災害に関する警報等の発表基準の暫定的な運用を、新たに判明した震度データの内容に基づき変更します。

「令和 8 年熊本地震」に伴う、土砂災害に関する警報等の発表基準の暫定的な運用において、震度データが入電していなかった熊本県甲佐町及び嘉島町については、推計震度分布に基づき暫定基準を設定していました。

これらの町の震度データの内容が新たに判明したことから、当該データに基づき、通常基準の 7 割の暫定基準を設けていた甲佐町について、通常基準の 8 割の暫定基準に変更します。嘉島町については、暫定基準の変更はありません。

これにより、この地震に伴う土砂災害に関する警報等の発表基準の暫定的な運用は、下表のとおりとなります。

なお、引き続き、地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

	通常基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村※
熊本県	7 割	宇城市、氷川町、熊本市、八代市西部、 宇土市、美里町、益城町、合志市、大津町、 西原村、御船町、上天草市、芦北町、嘉島町
	8 割	八代市東部、山鹿市、菊池市、菊陽町、 水俣市、天草市、津奈木町、 <u>甲佐町</u>

※ 下線部は今回の変更点を示しています。

参考

令和 7 年 11 月 25 日より引き続き通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村
産山村

本件に関する問い合わせ先

熊本県 土木部河川港湾局砂防課 担当 倉田（電話 096-333-2553）

熊本地方気象台 担当 作田（電話 096-324-3283）